## 福島県地域防災計画修正素案(原子力災害対策編)に対する市町村意見とその対応について

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
1	64	(5)広域避難 (6)避難所の設置	現在、県が策定を進めている暫定避難手順によれば、本市を含む中通り各市町村は、浜通りからの広域避難者を受け入れることされている。避難所の開設にあたっては、市町村が対応不能な場合に県が開設するのではなく、広域避難開始と同時に県有施設、県職員を活用した避難所を能動的に開設されたい。	〇現在策定を進めている広域避難計画においては、 広域避難の実施時には、県有施設も含めあらかじめ 選定された避難先施設を開設することとなることから、 市町村と連携しながら対応してまいります。
2	77	(イ)スクリーニングの実施	広域避難を想定した場合、避難者に対するスクリーニング及び必要に応じた除染について、誰が、どこで、どのように実施するかの記載が必要ではないか。	〇現在策定を進めている広域避難計画を踏まえ、スクリーニング場所や実施体制について具体的に検討し、緊急被ばく医療活動マニュアルや地域防災計画に反映してまいりたいと考えております。
3	20	(4)学校、社会福祉施設、病 院等施設における避難計画	これら機関が避難計画を策定するにあたっての、県の 役割等を記載すべきではないか。(特に避難先や輸送 手段の確保等について) また、病院等では「避難計画を作りようがない」、「県レ ベルで素案(マニュアル等)を示して欲しい」という意見 も出されている。	〇御意見を踏まえ修正しました。 一般災害対策編との整合を行い、P20「(4)学校、 社会福祉施設、病院等施設における避難計画」の2 行目以降に、「県や関係団体は、計画の作成に助言 や協力、調整を行う。」の文言を記載しました。 また、各施設における避難計画策定に関しては、県 の関係部局が連携して、計画策定に係る支援を進め てまいります。
4	67	(9)広域的な避難	①「県内避難は市町村間で直接協議」 ②「県外避難は市町村が県に対し受入れ都道府県との協議を求める」 となっているが、広域避難に係る県の役割について、 ①では、県の役割は、計画作成時の市町村の割り振りのみなのか。例えば、発災時に広域避難計画で定めた受入れ市町村以外に避難する場合にも市町村間で直接協議となるのか。県では、市町村間の協議に対し、ルールづくりなど一定の調整を担うべきと考えるがいかがか。 ②では、県内各市町村の県外市町村の協定状況を随時把握しているのか。また、県が行う都道府県との協議は今後、何をどのように進めることとしているのか。	〇広域避難実施の際には、現在策定を進めている広域避難計画に基づき、避難の受け入れが可能かどうかなどについて、県が各市町村間の調整を行うこととなりますが、広域避難計画どおりに避難の受け入れが実施されない場合においても、各市町村間における調整は県が行うこととなります。また、各市町村の協定状況については、県において適時把握することとしており、災害時には必要に応じて、県が他都道府県との調整を行うこととなります。その際は、5県協定や8道県協定、さらにオフサイトセンターを介した調整を進めてまいります。